

## 公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第1項の規定に基づき、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第二地区土地区画整理事業の換地処分により確定した清算金の清算金交付通知書を下記の者に送付すべきところ、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容が、京都市伏見区下鳥羽但馬町134番地京都市南部区画整理事務所にある掲示板に掲示されている旨を公告します。

平成18年7月27日

京都市長 榊本 頼兼

### 記

| 氏 名      | 住 所                          |
|----------|------------------------------|
| 株式会社大洋   | 京都市右京区嵯峨広沢北下馬野町9番地の23        |
| 四方 卯之助   | 京都市伏見区下鳥羽円面田町90番地の1          |
| 竹村 リウ    | 京都市伏見区下鳥羽円面田町70番地の1          |
| 堀 敏正     | 京都市西京区大枝北福西町一丁目3番地1 31棟1004号 |
| 山田建設株式会社 | 京都市伏見区下鳥羽円面田町118番地           |

（建設局都市整備部区画整理課）